

改訂

# 図書館の アクセシビリティ

「合理的配慮」の提供へ向けて

野口武悟・植村八潮

[編著]

樹村房

## はじめに

図書館はすべての人に開かれ、利用できる存在でなければならない。言い換えれば、“誰もが使える図書館”となっていなければならない。ところが、必ずしもそうなってはいないのが現状である。2016(平成28)年4月からは行政機関等(図書館を含む)には障害者への「合理的配慮」の提供が義務化された。これを契機に図書館のアクセシビリティがいつそう向上することを期待したい。

そこで、本書では、すでに図書館界で取り組まれてきた「障害者サービス」(「図書館利用に障害のある人」へのサービス)の実践などに学びながら、図書館の構成要素ごとにアクセシビリティを高めるための考え方や具体例を紹介していきたい。

具体的には、6つの章と「はじめに」「おわりに—まとめに代えて—」、そして関係法令等の資料で構成している。1章では、図書館のアクセシビリティに関する理念、現状、法制度などの基礎・基本を扱っており、いわば総論といえる内容である。続く2章から5章は各論であり、図書館の資料、施設・設備、サービス、そして関わる「人」に分けて理論と実践を述べている。中でも5章においては、関わる人へのヒアリングを通して把握した当事者の経験や思いを中心に構成した。最後の6章では、国立国会図書館、公共図書館、大学図書館、学校図書館、視覚障害者情報提供施設(点字図書館)、聴覚障害者情報提供施設の各館種ごとに1から数館ずつ実践例を紹介している。なお、巻末には、アクセシビリティに関連する法令等を掲載したので、適宜参照していただきたい。

アクセシビリティの向上は、「図書館利用に障害のある人」のためだけに特別に行うものではない。「図書館利用に障害のある人」が使いやすい図書館をめざすことは、誰にとっても使いやすい図書館を実現することにつながるものであり、いわば、図書館とそのサービス全体の質の底上げを意味する。本書は、こうした視点のもとに編まれたものである。

2016年6月

野口 武悟  
編著者  
植村 八潮

## 改訂にあたって

本書の初版が2016年8月に刊行されてから、約5年が経とうとしている。多くの方に読んでいただき、「新たな気づきがありました」「参考にしています」などの感想をいただくこともあり、編著者としてうれしい限りである。

この間、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の締結（2018年）と国内発効（2019年）、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）の制定と施行（2019年）、国の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画の策定と公表（2020年）など、図書館のアクセシビリティを高めるための法制度の整備が一段と進展した。このほかにも、改正された法令等がある。

そこで、今回、こうした約5年間の新たな動向を反映するために改訂版を刊行することとした。改訂版では、法令等、最新の情報にアップデートが必要な箇所を中心に追加や差し替え等を行った。一方で、取り上げている事例等については、いずれも先駆的な事例であることに変わりないため、差し替え等は行わず若干の手直しにとどめている。

改訂版も、初版に引き続き、みなさんの実務や学修等の参考になるとすれば、幸いである。

2021年11月

野口 武悟  
編著者 植村 八潮

## 改訂 図書館のアクセシビリティ

## も く じ

はじめに	iii
改訂にあたって	iv

<b>1 章 図書館のアクセシビリティに関する基礎・基本</b>	<b>1</b>
1.1 アクセシビリティとユーザビリティ	1
1.2 「障害者」の捉え方とサービスの類型	2
1.3 図書館のアクセシビリティをめぐる理念と現状	6
1.3.1 ノーマライゼーションと「合理的配慮」	6
1.3.2 国立国会図書館の現状	10
1.3.3 公共図書館の現状	11
1.3.4 大学図書館の現状	13
1.3.5 学校図書館の現状	14
1.3.6 視覚障害者情報提供施設（点字図書館）の現状	17
1.3.7 聴覚障害者情報提供施設の現状	18
1.3.8 病院患者図書館の現状	18
1.3.9 福祉施設図書館の現状	19
1.3.10 刑務所図書館の現状	20
1.4 図書館のアクセシビリティをめぐる歴史：公共図書館と 点字図書館を中心として	23
1.4.1 第二次世界大戦前の歴史	23
1.4.2 第二次世界大戦後の歴史	27
1.5 図書館のアクセシビリティに関わる主な法令	29
1.5.1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 （障害者差別解消法）	29
1.5.2 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 （読書バリアフリー法）	30

- 1.5.3 著作権法 31
- 1.5.4 郵便法および約款 36

## 2章 図書館資料のアクセシビリティ —————38

- 2.1 アクセシブルな出版物 .....38
  - 2.1.1 「視覚」を活用する資料 38
  - 2.1.2 「聴覚」を活用する資料：オーディオブック 47
  - 2.1.3 「触覚」を活用する資料 50
- 2.2 電子資料のアクセシビリティ .....53
  - 2.2.1 電子資料の普及と期待 53
  - 2.2.2 電子書籍の定義と市場規模 54
  - 2.2.3 マルチメディア DAISY 55
  - 2.2.4 TTSと電子書籍 56
- 2.3 図書館による資料の複製（媒体変換） .....57
  - 2.3.1 録音資料への複製（媒体変換） 57
  - 2.3.2 テキストデータへの複製（媒体変換） 59

## 3章 図書館施設・設備のアクセシビリティ —————62

- 3.1 地域計画と図書館の配置 .....62
- 3.2 アクセシブルな図書館施設・設備 .....63
  - 3.2.1 バリアフリーとユニバーサルデザイン 63
  - 3.2.2 既存施設・設備のバリアフリー化 65
  - 3.2.3 「障害者サービス」に必要となる施設・設備の整備 70
- 3.3 情報保障機器 .....71
  - 3.3.1 利用者が使用する情報保障機器 72
  - 3.3.2 図書館が情報保障のために使用する機器 76
  - 3.3.3 情報保障機器をそろえる意味 78
  - 3.3.4 電子化の時代をむかえて 80

<b>4章 図書館サービスのアクセシビリティ</b>	<b>81</b>
4.1 アナログベースのサービス	81
4.1.1 対面朗読サービス	81
4.1.2 読み聞かせなどのサービス	83
4.1.3 利用者への郵送貸出サービス	84
4.1.4 利用者への宅配サービス	85
4.1.5 学校・施設・病院などへの団体貸出・訪問サービス	86
4.1.6 ブックモバイル（移動図書館サービス）	87
4.1.7 利用促進・拡大へ向けての広報・PR	88
4.2 デジタルベースのサービス	90
4.2.1 図書館におけるデジタルサービスのアクセシビリティ	90
4.2.2 図書館ウェブサイトのアクセシビリティ	94
4.3 他館との連携・協力	97
<b>5章 図書館のアクセシビリティに関わる「人」をめぐって</b>	<b>99</b>
5.1 職員	99
5.1.1 職員をめぐって	99
5.1.2 職員の事例：全盲職員の活躍	100
5.2 図書館協力者	107
5.2.1 図書館協力者とは	107
5.2.2 図書館協力者・ボランティアの事例：全国音訳 ボランティアネットワーク	108
5.3 利用者	115
5.3.1 利用者をめぐって	115
5.3.2 利用者の事例1：大の読書好きが50代で失明して	116
5.3.3 利用者の事例2：ディスレクシアの娘とともに	119

<b>6章 館種別の事例</b>	<b>123</b>
6.1 国立国会図書館	123
6.1.1 学術文献の録音図書及びテキストデータの製作	123
6.1.2 視覚障害者等用データ送信サービス	124
6.1.3 マラケシュ条約に基づく国際サービス	125
6.1.4 障害者用資料の統合検索サービス	126
6.1.5 障害者サービス担当職員向け講座	127
6.1.6 おわりに	127
6.2 公共図書館	128
6.2.1 鳥取県立図書館の「はーとふるサービス」	128
6.2.2 大阪市立図書館	135
6.2.3 調布市立図書館	141
6.2.4 枚方市立図書館	144
6.3 大学図書館	148
6.3.1 筑波技術大学	148
6.3.2 立命館大学図書館	153
6.4 学校図書館	158
6.4.1 東京都立墨東特別支援学校	158
6.4.2 横浜市立盲特別支援学校	162
6.5 視覚障害者情報提供施設（点字図書館）	168
6.5.1 日本点字図書館	168
6.6 聴覚障害者情報提供施設	172
6.6.1 熊本県聴覚障害者情報提供センター	172
おわりに—まとめに代えて—	180

引用・参考文献 185

[資料1] 障害者の権利に関する条約（抄） 187

[資料2] 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抄） 192

- [資料3] 視覚障害等の読書環境の整備の推進に関する法律 195
- [資料4] 著作権法(抄) 199
- [資料5] 著作権法施行令(抄) 201
- [資料6] 図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく  
著作物の複製等に関するガイドライン 203
- [資料7] 「図書館利用における障害者差別の解消に関する宣言」 207
- [資料8] 図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関する  
ガイドライン(抄) 208
- さくいん 219

# 1 章

## 図書館のアクセシビリティに 関する基礎・基本

図書館のアクセシビリティを向上させようとする取り組みは、これまでも実践されてきた。その中心に位置づくのは「障害者サービス」である。しかしながら、サービスを実施する図書館はまだ限られているのが現状である。ところが、障害者の権利に関する条約（2014年1月批准）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）（2016年4月施行）を受けて、2016年4月から行政機関等（もちろん、図書館を含む）には障害者への「合理的配慮」の提供が義務化された。すべての図書館で正面から向き合わなければならない実践課題となったわけである。1章では、図書館のアクセシビリティに関する理念、現状、法制度などの基礎・基本について解説したい。

### 1.1 アクセシビリティとユーザビリティ

本書は書名や各章のタイトルにアクセシビリティ（accessibility）という言葉を用いている。では、アクセシビリティとは、どのような意味だろうか。はじめに、この点を確認しておきたい。

アクセシビリティとは、簡潔に言えば、“アクセスや利用のしやすさ”のことである。現状では、情報、とりわけICTにより発受される情報とその利用環境や技術に関して用いられることが多い（例：情報のアクセシビリティ、ウェブ・アクセシビリティなど）。しかし、本来は、情報に限らず、社会のさまざまなサービス、製品、施設などにも適用可能な考え方である。

アクセシビリティの定義として日本でよく用いられるのは、日本工業規格

(JIS) の JIS X 8341-1 : 2010 (「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器, ソフトウェア及びサービス—第1部: 共通指針」) における定義である。ここでは、アクセシビリティを「様々な能力をもつ最も幅広い層の人々に対する製品, サービス, 環境又は施設 (のインタラクティブシステム) のユーザビリティ」としている。

前述のアクセシビリティの定義において、ユーザビリティ (usability) という言葉が出てきた。この言葉も、近年よく耳にするようになった。ユーザビリティについては、先の JIS X 8341-1 : 2010では「ある製品が、指定された利用者によって、指定された利用の状況下で、指定された目的を達成するために用いられる場合の、有効さ、効率及び利用者の満足度の度合い」と定義している。

アクセシビリティとユーザビリティの関係としては、「障害者をユーザ (利用者) として考えると、ユーザビリティは必然的に『アクセシビリティ』につながっていきます。『アクセシビリティ』は、ユーザの中でも障害者 (及び障害をもつ高齢者) に焦点を当て、製品利用の効率や満足度よりも、そもそもその製品を利用できるか (あるいは、どの程度利用できるか) どうかに注目します」という情報通信アクセス協議会とウェブアクセシビリティ基盤委員会の説明がわかりやすいだろう。

まとめるならば、図書館のアクセシビリティとは、“すべての利用者 (なかでも制約の大きくなりがちな障害者や高齢者など) にとっての図書館へのアクセスや利用のしやすさ” のことであり、それを向上させるための取り組みまでを含める概念として本書では用いていく。図書館のアクセシビリティの中心に位置づく実践が「障害者サービス」である。

## 1.2 「障害者」の捉え方とサービスの類型

図書館における「障害者サービス」は、“図書館利用に障害のある人々へのサービス” と定義づけられる図書館サービスのことである。「障害者サービス」という言葉は、主に、公共図書館で用いられているが、同種の実践は、他の館

種においても取り組まれている。

ここで注目してほしいのは、図書館界では“図書館利用に障害のある人々”のことを「障害者」と捉えている点である。つまり、利用者個人の状態（視覚障害や聴覚障害など）を指しているのではないのである。

では、何が障害なのかといえば、それは図書館側（施設・設備、資料、サービスなど）にあるさまざまなバリア（＝障壁）を指している。図書館側のバリアゆえに図書館へのアクセスや利用が難しい人々のことを「障害者」と捉えているのである。こうした捉え方を障害の社会モデル（障害は個人ではなく、社会の側にあるという捉え方）といい、社会の側のバリアを取り除くための実践的方法としてバリアフリー（barrier free）やユニバーサルデザイン（universal design）などがある（3章3.2.1で詳述）。

ただし、現状では、図書館界でも、また、利用者においても、こうした理解が十分に進んでいるわけではない。特定の利用者に対するサービスというイメージをもつ人も少なくないように思われる。また、「障害者サービス」という呼び方に心理的な抵抗を感じる利用者もいるといわれる。そこで、図書館によっては、「ハンディキャップサービス」や「はーとふるサービス」などと呼び方を工夫しているところもある。

“図書館利用に障害のある人々”＝「障害者」には、誰もがなり得る可能性がある。なかでも、次の状態にある利用者は、図書館利用の障害が顕在化しやすい。すなわち、①身体や知的・精神機能などに障害のある人、②身体や認知機能の低下した高齢な人、③日本語の読み書きを苦手とする外国にルーツのある人、④病院・施設などに入院・入所している人、⑤アクセス可能な範囲に図書館のない地域に住む人、などである。

①の人の図書館利用の障害を考えてみる。たとえば、車いす利用者にとっては、図書館の入口に階段がありスロープが付いていない場合、それが障害となって、入館すること自体が難しくなってしまう。館内の段差なども同様である。また、視覚障害者にとっては、図書館が通常の印刷資料しか所蔵していない場合、それが障害となって、読書や情報入手が難しくなってしまう。さらに、聴覚障害者にとっては、図書館が手話や筆談による対応、サービスを提供してい

ない場合、それが障害となって、職員とのコミュニケーションが難しくなってしまう。このように、利用者一人ひとりの状態によって、図書館側の何が障害となるのかは異なってくる。その見極めが重要である（表1-1）。現在、日本には、医学的診断を受けて障害者手帳<sup>1</sup>を保持している人と障害者手帳は保持していないものの「障害による日常生活を送る上での生活のしづらさのある者」をあわせると、視覚障害などの身体障害者が366.3万人、知的障害者が54.7万人、精神障害者が320.1万人のあわせて741.1万人おり、これは国民の約6%に相当する。図書館側は、利用者のさまざまな状態を想定して、障害を取り除く努力をしていかなければならない。具体的な方法については、2章以降で紹介したい。なお、公共図書館の場合、「障害者サービス」といったときに、①の人、なかでも視覚障害者などに特化して対応していることが多い。こうした実践は、狭義の「障害者サービス」ということができる（現状は1.3.3参照）。また、視覚障害者を主なサービス対象とする情報サービス機関として視覚障害者情報提供施設（点字図書館）（1.3.6参照）、聴覚障害者を主なサービス対象とする情報サービス機関として聴覚障害者情報提供施設（1.3.7参照）がある。

②の人の図書館利用の障害は、①のケースと共通する場合も多い。ただし、高齢者のおよそ8割は日常生活動作（ADL）などには問題を感じていないという調査結果もあり、そうしたいわばアクティブ・シニアの生活課題とニーズに応じたサービス展開も含めて「高齢者サービス」の実践も広がりつつある。

③の人の図書館利用の障害としては、施設・設備（特に、案内やサインのわかりにくさ）、資料（特に、やさしめの日本語で書かれた資料や多言語資料の少なさ）、サービス（特に、多言語対応の少なさ）など多岐にわたる。こうした点に配慮し、利用者の文化的多様性を反映させた実践を「多文化サービス」と呼んでいる。

④の人としては、たとえば、病院に入院していて院外への外出の難しい人、福祉施設に入所していて地域の図書館まで行くことが難しい人などが相当する。公共図書館では、病院に設けられた病院患者図書館（1.3.8参照）や、福祉施

---

1：身体障害者に対する身体障害者手帳のほか、知的障害者に対する療育手帳、精神障害者に対する精神障害者保健福祉手帳がある。

表 1-1 身体や知的・精神機能などに障害のある人の主な特性とニーズ

状態	主な特性とニーズ	図書館としての対応例		
		施設・設備	資料	サービス・職員対応
視覚障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚からの情報獲得に著しい困難さ</li> <li>・聴覚や触覚の活用を重視した情報提供や対応へのニーズ</li> <li>・来館困難への対応</li> </ul>	点字ブロック敷設, 段差の解消, 拡大読書機の導入など	録音資料, 点字資料, 拡大文字資料などの提供	対面朗読の提供, 郵送貸出の実施など
聴覚障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚からの情報獲得に著しい困難さ</li> <li>・視覚の活用を重視した情報提供や対応へのニーズ</li> </ul>	磁気誘導ループの導入, わかりやすい案内・サインの採用など	手話や字幕入りの映像資料などの提供	手話や筆談によるコミュニケーションや対応
肢体不自由のある人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動面で困難さに対応</li> <li>・資料を手にとって読むことの困難さに対応</li> <li>・来館困難への対応</li> </ul>	段差の解消, 低書架の採用, 誰でもトイレの整備など	録音資料, 拡大文字資料などの提供	郵送貸出や宅配の実施など
知的障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知(理解・判断・思考・記憶など)の困難さ</li> <li>・わかりやすい情報提供や対応へのニーズ</li> </ul>	わかりやすい案内・サインの採用など	マルチメディア DAISY や LL ブックなどのわかりやすい資料の提供	わかりやすいコミュニケーションや対応
精神障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・状態により, 意欲の低下や認知の困難さ</li> <li>・わかりやすい情報提供や対応へのニーズ</li> <li>・来館困難への対応</li> </ul>	わかりやすい案内・サインの採用など	ニーズにより, さまざま	宅配の実施など
学習障害(ディスレクシア)のある人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害や視覚障害はないものの, 読みに困難</li> <li>・視覚に加えて聴覚も活用した情報提供や対応へのニーズ</li> </ul>		録音資料, 拡大文字資料, マルチメディア DAISY などの提供	対面朗読の提供

設に設けられた福祉施設図書館（1.3.9参照）、病院・施設内の図書コーナーなどに団体貸出を行っているところがある。ブックモバイル（移動図書館サービス）の巡回拠点の一つとして病院・施設を設定している公共図書館もある。ブックモバイルなど通して図書館サービスを拡張していく実践を「アウトリーチサービス」という。また、刑務所などの刑事施設に収容されている人も、図書館へのアクセスや利用が困難である。刑務所内にも刑務所図書館（1.3.10参照）があるが、公共図書館として「アウトリーチサービス」を実施しているところは少数に限られている現状にある。

⑤の人に対しては、ブックモバイルなどを通した「アウトリーチサービス」が提供される。なお、公共図書館がない地域であっても、社会教育法（昭和22年法律第207号）第20条に規定する公民館が設置され、そこに図書室が設けられている場合（これを公民館図書室という）には、公民館図書室が公共図書館と同様のサービスを展開しているケースが多い。

以上を整理すると、図1-1のようになるだろう。

## 1.3 図書館のアクセシビリティをめぐる理念と現状

### 1.3.1 ノーマライゼーションと「合理的配慮」

今日の社会政策の基本思想・理念の一つにノーマライゼーション（normalization）がある。ノーマライゼーションは、1960年代にデンマークのバンクミケルセン（Bank-Mikkelsen, N. E.）らが提唱したもので、「障害をもつ人びとが特別のケアを受ける権利を享有しつつ、個人の生活においても社会のなかでの活動においても、可能ななかぎり通常の仕方での能力を發揮し、それをとおして社会の発展に貢献する道をひらく」ということであり、「障害者が他の市民と対等・平等に存在する社会こそノーマルな社会であるという思想」である<sup>2</sup>。国連により「完全参加と平等」をスローガンに1981年に実施された「国

---

2：茂木俊彦編集代表『特別支援教育大事典』旬報社、2010、p.737-738。

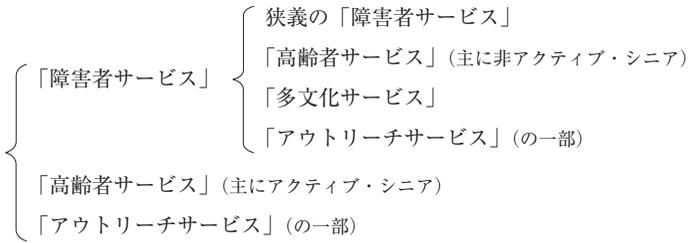


図1-1 図書館のアクセシビリティに係るサービスの類型

際「障害者年」以降、日本を含む多くの国々でノーマライゼーションは認知度を高めるとともに、各種の政策に取り入れられていった。

では、ノーマライゼーションを実現するためにはどうすればよいのだろうか。まずは、障害者の障害を本人の個人的な問題のみにとどめる捉え方から、社会の側のバリアへと捉え方の転換を図る必要がある。そうすることで、個人にどんな障害があっても社会の側のバリアが取り除かれれば、他の人々と対等・平等に社会参加できるようになる可能性が高まるからである。図書館における「障害者サービス」（「図書館利用に障害のある人々へのサービス」）も、ここに位置づけることができる。

2006年12月に国連総会で採択された障害者の権利に関する条約（日本政府は2014年1月に批准）は、ノーマライゼーションの実現を強力に後押しする存在であることは間違いない。日本政府は、条約批准に向けた国内法整備として2013年6月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）（平成25年法律第65号、2016年4月施行）を制定したほか、障害者基本法（昭和45年法律第84号）をはじめとする既存法令の改正などの対応をとってきた。

障害者の権利に関する条約は、「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的」（同条約第1条）とし、前文と50条の条文から構成されている。

同条約では、障害に基づくあらゆる差別の禁止と障害者への「合理的配慮」

の提供などが規定されている。「合理的配慮」とは、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」（同条約第2条）と定義されている。わかりやすくいえば、障害者一人ひとりのニーズをもとに状況に応じた変更や調整を体制や費用などの負担がかかりすぎない範囲（＝合理的な範囲）において行うことといえる。2016年4月施行の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律では、図書館を含む行政機関等には障害者に対する「合理的配慮」の提供を義務づけている。合理的に考えてできることにもかかわらず配慮を行わなかったとしたら、「合理的配慮」の提供義務違反ということになりかねない。

条約の条文のうち、特に図書館のアクセシビリティに関わるものとしては、「施設及びサービス等の利用の容易さ」（第9条）、「自立した生活及び地域社会への包容」（第19条）、「表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会」（第21条）、「教育」（第24条）、「文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加」（第30条）などがある。

たとえば、第9条では、締約国に対して「施設及びサービス等の利用の容易さに対する妨げ及び障壁を特定し、及び撤廃することを含む」措置をとることを求めるとともに、「公衆に開放される建物その他の施設において、点字の表示及び読みやすく、かつ、理解しやすい形式の表示を使用すること」「公衆に開放される建物その他の施設の利用の容易さを促進するため、人又は動物による支援及び仲介する者（案内者、朗読者及び専門の手話通訳を含む。）を提供すること」「障害者が情報を利用する機会を有することを確保するため、障害者に対する他の適当な形態の援助及び支援を促進すること」などに対する適当な措置をとることも求めている。

また、第21条では、締約国に対して「表現及び意見の自由（他の者との平等を基礎として情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するための全ての適当な措置をとる」ことを求めており、「この措置には、次のことによるものを含む」とする。

すなわち、「障害者に対し、様々な種類の障害に相応した利用しやすい様式及び機器により、適時に、かつ、追加の費用を伴わず、一般公衆向けの情報を提供すること」「公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他の全ての利用しやすい意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受け入れ、及び容易にすること」「手話の使用を認め、及び促進すること」などである。このほかの条文についても、本書巻末に掲載しているので、参照されたい。

図書館において障害者への「合理的配慮」を的確に提供できるようになるためには、図書館の「基礎的環境整備」を同時に進めなければならない。「合理的配慮」が障害者のニーズに応じた直接サービスであるとするならば、「基礎的環境整備」はそれを的確に提供するための間接サービスといえるだろう。これに関連して、2015年2月に閣議決定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」では、「障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等」は「合理的配慮を的確に行うための環境の整備」と位置づけ、「着実に進めることが必要」としている。

こうした動向をふまえ、日本図書館協会では、「全国のすべての図書館と図書館職員が、合理的配慮の提供と必要な環境整備とを通じて、図書館利用における障害者差別の解消に、利用者と手を携えて取り組むことを宣言」した「図書館利用における障害者差別の解消に関する宣言」を2015年12月に発表している。また、2016年3月には、「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」を公表し、図書館で提供すべき「合理的配慮」と取り組むべき「基礎的環境整備」を具体的に示している。

ところで、ここまで述べてきた障害者の権利に関する条約や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律にいう「合理的配慮」の提供対象は、障害者に限られている。しかし、「合理的配慮」の提供が必要な人は、障害者だけではない。高齢者、外国にルーツのある人など実に多様である。もっといえば、ときと場合によっては、誰であっても「合理的配慮」が必要となることがある。そう考えれば、「合理的配慮」とそのための「基礎的環境整備」を決して特別視せず、図書館のアクセシビリティの基盤と捉えていきたいものである。

なお、図書館の国際組織として、国際図書館連盟（IFLA）がある。IFLAは、2012年4月に「政府、図書館および情報提供者が、その情報とサービスをすべての人にとってアクセシブルにするに当たっての使命と中核となる行動」を示した「IFLA プリントディスプレイのある人々のための図書館宣言」や、2014年8月に「国立図書館・文書館およびその他の公共文化施設の管理者を通じて、文化遺産、政府の記録および情報への一般の人々により継続的なアクセスを維持し、確保する」ことなどを明記した「情報へのアクセスと開発に関するリヨン宣言」などを発表している。また、IFLAには、「多文化社会図書館サービス分科会」「特別なニーズのある人々に対する図書館サービス分科会」「印刷物を読むことに障害がある人々のための図書館分科会」などが設けられており、「ディスレクシアのための図書館サービスガイドライン」（2001年）や「認知症の人のための図書館サービスガイドライン」（2007年）など、さまざまなガイドライン（指針）を策定、公表している。これらガイドラインの和訳文は、障害保健福祉研究情報システム（DINF）（<http://www.dinf.ne.jp/index.html>）の「IFLA（国際図書館連盟）の障害者の情報アクセスに関する取り組み」で確認できるので、参照されたい。

### 1.3.2 国立国会図書館の現状

国立国会図書館は、国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）に基づき設置されている日本で唯一の国立図書館である。同法によると、「真理がわれらを自由にするという確信に立つて、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和とに寄与することを使命」（前文）としている。東京の本館のほかに、京都府精華町にある関西館、東京・上野公園にある国際子ども図書館、各中央省庁内に設けられた図書館などの支部図書館を通じて、「図書及びその他の図書館資料を蒐集し、国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門に対し、更に日本国民に対し、この法律に規定する図書館奉仕を提供することを目的」（同法第2条）としている。

「障害者サービス」については、2021年度現在、「障害者サービス実施計画2021-2024」に基づき実施されている。主なサービス内容としては、学術文献

## おわりに—まとめに代えて—

本書では、図書館のアクセシビリティについて「障害者サービス」の実践を中心にしつつ、総論、各論（資料、施設・設備、サービス、関わる「人」）、館種別事例に分けて述べてきた。ここでは、全体のまとめにかえて、図書館においてアクセシビリティの向上を進めるにあたって課題となるであろう主だった事項について、以下の5点に整理しておきたい。

### （1）意識や理解

図書館のアクセシビリティを向上させるためには、その担い手である図書館職員の意識と理解を高めることが何よりも欠かせない。「障害者サービス」の担当者であるかどうかにかかわらず、すべての職員は利用者のなかに「図書館利用に障害のある人」が必ずいることを意識し、図書館としての対応の基礎・基本を理解しておくことが大切である。そのためには、研修の機会が必要となるが、現状では、5章の5.1で述べたように、日本図書館協会が主催する研修会など、このテーマに特化した定期的な研修の機会は限られており、対象館種も公共図書館に主眼が置かれたものとなっている。日本図書館協会以外の各館種ごとの団体などでもアクセシビリティや「障害者サービス」に関する研修会やセミナーの定期的な開催を期待したい。同時に、国や都道府県立図書館などにも、全国や各地域単位での研修の機会の設定を求めたい。また、そもそも、司書の養成科目のなかに、「障害者サービス論」は設定されておらず、ほとんどの有資格者は、「図書館サービス論」のなかで1時間程度「障害者サービス」を学んできたに過ぎない。もちろん、数大学ではあるが、「図書館基礎特論」や「図書館サービス特論」などにおいて半期かけて「障害者サービス」を学ぶカリキュラムを用意しているところもある。こうした大学がもっと増えることが望まれる。

図書館職員だけでなく、利用者の意識や理解の向上も不可欠である。「障害者サービス」は、決して慈恵的なサービスやおまけのサービスではない。誰も

が等しく図書館を利用できるようにするための当たり前のサービスである。もっといえば、図書館サービスの基盤の一つである。すべての人には、等しく図書館を利用する権利がある。利用者が遠慮する必要はない。遠慮させる雰囲気醸し出している図書館があったとするならば、それこそ図書館側のバリアである。とはいえ、そもそも利用者が「障害者サービス」などアクセシビリティの向上について図書館として取り組んでいることを知らなければ、話は始まらない。まずは、図書館として積極的に広報・PRに努めたい。

## (2) 各館の組織・体制や予算

図書館のアクセシビリティを向上する取り組みは、職員の意識や理解が高まるだけでは進まない。それを推進するための組織・体制や、「基礎的環境整備」を進めるための予算措置なども考慮しなければならない。しかし、人員や予算を切り詰めている昨今、新たな要求は難しいと考える図書館も多いのではないと思われる。

人員に関しては、今いる職員1人ひとりが利用者対応の一環として「図書館利用に障害のある人」への対応に意識して取り組めばよいのであって、必ずしも新規の人員確保は要しない。ただし、アクセシビリティや「障害者サービス」などを主担当するセクションを明確化し、そこを中心に取り組む組織・体制を作っておきたい（セクションだけはあっても、何の取り組みもできていないのでは意味がないので、注意したい）。

また、予算に関しても、無駄に使われている予算はないか精査したい。2016（平成28）年4月より「合理的配慮」の提供が義務化された公立図書館などにおいては、そのための「基礎的環境整備」にかかる予算を新規に要求してもよいだろうし、積極的に取り組むためにはそれが必要である。

## (3) 施設・設備のバリアフリー化

既存施設・設備のバリアフリー化や、「障害者サービス」に必要な施設・設備の整備、情報保障機器の整備は、まだこれからという図書館が多い。「図書館利用に障害のある人」が使いやすい施設・設備は、誰にとっても使い

やすい図書館施設・設備であるとの認識にたつて、タイミングを計りながら、できるところから整備や改修を進めたい。

#### (4) 資料やサービスのデジタル化

視覚障害者など活字印刷の図書館資料を利用しにくい人のために、図書館では図書館協力者やボランティアなどの力を借りて録音資料（音声 DAISY）などの資料製作や対面朗読サービスなどを提供している。しかしながら、図書館協力者やボランティアの高齢化の進行や新規確保の困難さなどもあって、図書館協力者やボランティアに依存し続けるモデルでは、近いうちに限界がくる可能性は否めない。

本来であれば、出版社が、出版物を刊行する際に、その出版物のアクセシビリティを確保（活字版と同時に点字版、拡大文字版、録音版なども刊行するなど）したうえで流通させるべきなのだが、これまではコストの面から難しかった。2010年に「電子書籍元年」をむかえたとき、電子書籍であれば、はじめからTTSによる音声読み上げ機能や、文字の拡大機能などを付加して流通させることができるために、出版物のアクセシビリティは格段に向上すると期待された。ところが、実際には、アクセシブルな形での電子書籍の提供は図書館はおろか市場においても進んでいるとは言いがたい。もちろん、まだ電子書籍は過渡的な段階を脱してはおらず、いずれは、アクセシブルな電子書籍が主流になると期待したいところである。

こうした現状をふまえるならば、図書館においては、点訳、音訳、拡大訳などの従来の資料製作やサービスを提供しながらも、今後はテキストデータ化（テキスト DAISY など）に力を入れていくべきだろう。テキストデータであれば、製作（媒体変換）に点訳や音訳などの作業ほどのスキルと手間を要しないし、日本語 TTS の誤読や流暢さなど技術的に改善すべき余地は残されているものの、TTSによる音声読み上げや文字の拡大などの機能を汎用ないし専用端末を通して提供できる。もちろん、ICTに不慣れな利用者に対する支援を同時に提供することが必要であり、それがなければ新たな「情報格差」（デジタルデバイド）を生じかねないからである。こうした支援は、アクセシブル

な電子書籍とそれによる読書の将来的な普及への備えともなる。

また、来館しての利用が難しい人のためには、図書館のウェブページ、OPACなど、デジタルで提供する各種サービスの拡充とアクセシビリティの向上も重要である。

## (5) 法制度

1章の1.5では、図書館のアクセシビリティにかかわる基本的な法令を紹介したが、残されている課題も多い。

著作権法については、これまでも何度か改正され、2010(平成22)年1月施行の同法第37条第3項の改正は図書館資料のアクセシビリティにとっては実に大きな出来事であった。

一方で、郵便法と日本郵便の約款に関しては、大きな改正もないままに現状に至っている。郵政民営化以後も、日本郵便は、第4種郵便物である「特定録音物等郵便物」の無料化や、低廉な料金で利用できる「聴覚障害者用ゆうパック」や「心身障害者用ゆうメール」を実施し続けている。しかし、近年、発受施設の指定審査が厳格化しているといわれている。そもそも、これらの取り組みは、民営化された現在にあっては、民間企業としての日本郵便がいわば社会貢献の一種として取り組んでいるといっても過言ではない。日本郵便の本音はわからないが、これらの取り組みがいつまでも続く保証はない。無料化などの取り組みを維持発展していくには、国が補助金を措置するなどの積極的なバックアップが必要と思われる。もちろん、その際には、単に現状維持とするのではなく、利用ニーズはあるものの対象外となっている人たち（精神障害者など）にも対象を拡充すべきである。

なお、「国民読書年」だった2010(平成22)年に、「読書バリアフリー法」を制定しようとする動きが超党派の国会議員で見られた。図書館を含めた読書環境のアクセシビリティ向上を総合的に推進しようとするものであったが、ようやく2019(令和元)年に制定されるに至った。実現には、当事者団体を中心とした粘り強い働きかけも大きな原動力であった。今後は、この法律を生かした施策の推進が求められる。

以上、総花的であるが、課題を整理してきた。当然ながら、図書館の館種や規模などの実情は各々異なっている。したがって、まずは、各館内でアクセシビリティを向上させるために取り組めることは何かをぜひ分析、検討してほしい。そのうえで、1つであっても取り組めることを着実に実施していくことが大切である。一気にやろうと思っても負担感が増すばかりであるので、注意しなければならない。5年後あるいは10年後にはここまでアクセシビリティを高めるという長期的なビジョンをもちながら取り組んでいくとよいだろう。いわば、アクセシビリティをマネジメントしていくのである。各館の図書館経営の視座のなかにアクセシビリティについても取り入れて、計画的・継続的に取り組んでいきたいものである。

併せて、図書館のアクセシビリティを高めるためには、関連業界の理解と協力が欠かせない。図書館の資料、施設・設備、サービスの各部分に関わる出版物、図書館建築、図書館用品・用具、基幹システムなどに携わる業界としてのアクセシビリティへの意識や取り組みが、図書館のアクセシビリティ向上に深く関わるからである。これらの業界内での自主的な取り組みに期待するとともに、図書館側からも、業界に積極的に働きかけていくようにしたい。

最後に、本書が、各図書館のアクセシビリティの向上にいくばくかでも資することができたとするならば、編著者・分担執筆者一同、うれしいかぎりである。“誰もが使える図書館”の実現に向けて、ともに歩みを進めていこう。

## [執筆者一覧] (執筆順)

---

- 野口 武悟 (編著者) : 1, 2.3, 3.1, 3.2, 4.1  
成松 一郎 (有限会社読書工房) : 2.1.1, 2.1.3  
植村 八潮 (編著者) : 2.1.2, 2.1.3, 2.2, 4.2  
松井 進 (千葉県立西部図書館) : 2.3, 4.3, 5.1.1, 5.2.1, 5.3.1  
中和 正彦 (専修大学文学部) : 3.3, 5.1.2, 5.2.2, 5.3.2, 5.3.3
- 安藤 一博 (国立国会図書館) : 6.1  
福市 信・佐伯真由佳 (鳥取県立図書館) : 6.2.1  
東 泰江 (大阪市立中央図書館) : 6.2.2  
海老澤昌子 (調布市立中央図書館) : 6.2.3  
服部 敦司 (枚方市立中央図書館) : 6.2.4  
大越喜公美 (元筑波技術大学附属図書館聴覚障害系図書館) : 6.3.1-(1)  
山内 琢 (元筑波技術大学附属図書館視覚障害系図書館) : 6.3.1-(2)  
植村 要 (国立国会図書館) : 6.3.2  
生井 恭子 (東京都立鹿本学園) : 6.4.1  
野口 豊子 (横浜市立盲特別支援学校図書館) : 6.4.2  
杉山 雅章 (社会福祉法人日本点字図書館) : 6.5  
小野 康二 (前熊本県聴覚障害者情報提供センター) : 6.6

### ●テキストデータの提供について

本書をお買い上げいただき、視覚障害や肢体不自由などの理由で印刷媒体での利用が困難な方へ、テキストデータを提供いたします。お申し込み方法は、小社ウェブサイト内「サポート」をご覧ください (<http://www.jusonbo.co.jp/accessibility/>)。なお、右側のQRコードもご利用ください。



[編著者]

野口武悟 (のぐち・たけのり)

1978年生まれ、栃木県出身  
筑波大学大学院図書館情報メディア研究科博士課程修了  
博士 (図書館情報学)

現在  
主著 専修大学文学部教授  
『多様性と出会う学校図書館：一人ひとりの自立を支える合理的配慮へのアプローチ』(編著, 読書工房), 『新訂 学校経営と学校図書館』(編著, 放送大学教育振興会)

植村八潮 (うえむら・やしお)

1956年生まれ、千葉県出身  
東京経済大学大学院コミュニケーション学研究科博士課程修了  
博士 (コミュニケーション学)

現在  
主著 専修大学文学部教授  
『電子出版の構図：実体のない書物の行方』(印刷学会出版部),  
『電子書籍制作・流通の基礎テキスト』(編著, ポット出版)

改訂 図書館のアクセシビリティ 「合理的配慮」の提供へ向けて

2016年8月25日 初版第1刷発行  
2017年3月13日 初版第2刷  
2021年12月10日 改訂版第1刷発行

<検印省略>

編著者 野口武悟  
植村八潮  
発行者 大塚栄一

発行所 株式会社 樹村房  
〒112-0002  
東京都文京区小石川5丁目11-7  
電話 03-3868-7321  
FAX 03-6801-5202  
振替 00190-3-93169  
<https://www.jusonbo.co.jp/>

組版・印刷／亜細亜印刷株式会社  
製本／有限会社愛千製本所